

緊急事態宣言解除に伴う市長メッセージ

埼玉県を含む 19 都道府県を対象とした「緊急事態宣言」について、9 月 30 日をもって解除されることになりました。この間、市民の皆様には「不要不急の外出、及び県境をまたぐ移動の自粛」、特に「午後 8 時以降の不要不急の夜間外出の自粛」、また、飲食店等の事業者の皆様におかれましては「午後 8 時までの営業時間の短縮」にご協力くださいましたこと厚く御礼申し上げます。

「緊急事態宣言」は解除となりますが、埼玉県におきましては、10 月 1 日から 10 月 24 日（イベント等の開催制限は 10 月 30 日）までの間「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく県民への「外出については、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること。特に午後 9 時以降の外出を自粛すること」、飲食店等への「午後 9 時までの営業時間（認証店）」などの段階的緩和措置等が要請されました。

市民の皆様におかれましては、ご自身が感染しないことはもとより、ご家族、ご友人など大切な人を守るため、そして一刻も早く経済活動を再開するためにも、引き続き、感染防止策の徹底等についてご協力をお願い申し上げます。

本年 4 月 30 日から高齢者施設を対象に開始いたしました「新型コロナウイルスワクチン接種事業」につきましては、9 月 28 日現在、第 1 回目の接種を受けられた方の割合が、対象者数の 73.1%となりました。これまで、集団接種や個別接種にご協力くださいました飯能地区医師会、飯能地区薬剤師会、医療機関及び医療関係者の皆様に対しまして厚く御礼申し上げます。

本市では、11 月末までに市民の皆様の 2 回のワクチン接種完了に向けて事業を進めておりますので、接種を希望される方におかれましては、お早めにご予

約いただき接種を済まされますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、任意の予防接種であることから、未接種に対する差別や偏見は決してあってはならないことです。市民の皆様におかれましては、公的機関が提供する正しい情報をもとに冷静な行動をお願い申し上げます。

現在、本市では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への配食サービス、パルスオキシメーターの無償貸与を実施しているほか、経済活動の制限や人流の抑制などにより影響を受けている事業者の皆様には第4次緊急経済対策として事業継続支援などの取組を推進してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年9月30日

飯能市長

新井重治